

不利益処分の内容	出庫命令		
根拠法令及び条項	鳥取市営駐車場条例第 9 条第 2 項		
担 当 課	河川公園課	処 分 権 者	市長又は指定管理者
設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
鳥取市営駐車場条例第 9 条第 1 項各号に掲げる行為のいずれかに該当する場合で、具体的には以下の行為をいう。			
1 他の自動車の駐車を妨げる行為			
2 駐車場の構造若しくは設備を汚し、又はき損する行為			
3 駐車場の管理に支障を及ぼす行為			
なお、「管理に支障を及ぼす行為」とは、次のような場合をいう。			
(1) 施設の整備等で駐車車両が支障となる場合			
(2) 利用期間が過ぎても駐車されている場合や、長期間にわたり放置されている状況と確認された場合			

不利益処分の内容	過料の賦課		
根拠法令及び条項	鳥取市営駐車場条例第 17 条		
担 当 課	河川公園課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 12 年 6 月 1 日		
処 分 基 準			
条例第 9 条第 2 項の出場命令に従わなかった者に対する過料の賦課は、個別具体的に同条第 1 項各号のいずれかに該当することとなった経緯、故意又は悪意の程度、反省の有無その他の情状を総合的に判断して行う。			

不利益処分の内容	清算金の分割交付		
根拠法令及び条項	鳥取都市計画事業千代水第二土地区画整理事業施行条例第 21 条第 1 項		
担 当 課	河川公園課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
交付すべき清算金の額に応じて条例別表第 2 に定める期間内に、清算金の徴収状況その他を総合的に勘案し、交付することが可能な範囲内において必要最小限度で分割交付する。			

不利益処分の内容	清算金の繰上徴収		
根拠法令及び条項	鳥取都市計画事業千代水第二土地区画整理事業施行条例第 22 条第 5 項		
担 当 課	河川公園課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
分割した納付すべき清算金が分割納付期限内に納付されないことが 2 回以上続いた場合とする。			

不利益処分の内容	許可の取消し等		
根拠法令及び条項	鳥取市都市公園条例第 8 条第 1 項		
担 当 課	河川公園課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
条例第 8 条第 1 項各号に該当することとなった者に対して、次に掲げる事項を総合的に判断し、個々具体的な事項に応じた処分を行う。			
1 故意又は悪意の有無及びそれらの程度			
2 反省の有無及び継続性の有無			
3 条例第 8 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当する者については、当該違反することとなった処分又は条件の内容及び違反することとなった理由の程度			

不利益処分の内容	許可の取消し、効力の停止又は条件の変更（鳥取市公園・スポーツ施設協会）		
根拠法令及び条項	鳥取市都市公園条例第 8 条第 1 項、第 1 7 条の 3 第 4 項		
担 当 課	河川公園課	処 分 権 者	指定管理者
設 定 日	令和 6 年 4 月 1 日		
処分基準 条例第 8 条第 1 項各号に該当することとなった者に対して、次に掲げる事項を総合的に判断し、個々具体的な事項に応じた処分を行う。 1 故意又は悪意の有無及びそれらの程度。 2 反省の有無及び継続性の有無。 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。ここで、「暴力団の利益になると認めるとき」とは、暴力団の活動に利用されることにより当該暴力団の利益になると認められるときをいい、暴力団員個人の私的な利用については対象としない。具体的には、組長の襲名披露式又は脱法行為の研究会等の会場として使用するとき、収益金が暴力団の活動資金となる興行を行うとき等をいう。 4 条例第 8 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当する者については、当該違反することとなった処分又は条件の内容及び違反することとなった理由の程度。			

不利益処分の内容	許可の取消し等		
根拠法令及び条項	鳥取市都市公園条例第 8 条第 2 項		
担 当 課	河川公園課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
条例第 8 条第 2 項各号に該当する事由が生じた場合は、当該事由により必要とする範囲内において、個々具体的に判断する。			

不利益処分の内容	過料の賦課		
根拠法令及び条項	鳥取市都市公園条例第 19 条		
担 当 課	河川公園課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
条例第 3 条(行為の制限)又は第 4 条(行為の禁止)に違反する行為をした者に対する過料の賦課は、第 19 条各号に該当することとなった事由の程度、故意又は悪意の程度、反省の有無その他を総合的に判断して必要な範囲内において行う。			

都市 4-8

不利益処分の内容	過料の賦課		
根拠法令及び条項	鳥取市都市公園条例第 20 条		
担 当 課	河川公園課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日		
処 分 基 準 使用料を免れた者に対する過料の賦課は、具体的には、次の事項を総合的に判断して必要な範囲内において行う。 1 故意又は悪意の有無及びその程度 2 徴収を免れた期間又は使用料の額 3 反省の有無			
変更日 平成 12 年 6 月 1 日			

都市 4-9

不利益処分の内容	過料の賦課		
根拠法令及び条項	鳥取市都市公園条例第 21 条		
担 当 課	河川公園課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日		
処 分 基 準	条例第 19 条及び第 20 条の例による。		

不利益処分の内容	利用の許可の取消し等		
根拠法令及び条項	鳥取市安蔵公園の設置及び管理に関する条例第 14 条第 1 項		
担 当 課	河川公園課	処 分 権 者	指定管理者
設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
具体的には、個々具体的な事例に応じて次の事項を総合的に判断して行う。			
1 故意又は悪意の有無及びその程度			
2 反省の有無及び継続性の有無			
3 条例第 14 条第 1 号又は第 2 号に該当するときは、当該違反することとなった規定又は条件の内容及び違反することとなった理由の程度			

不利益処分の内容	措置命令		
根拠法令及び条項	鳥取市安蔵公園の設置及び管理に関する条例第 15 条第 2 項		
担 当 課	河川公園課	処 分 権 者	指定管理者
設 定 日	平成 12 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
条例第 15 条第 2 項に規定する行為の中止、原状回復、退去等の命令は、同条第 1 項各号に定める事項に違反し、又はそのおそれがあると認められる場合に行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。			
他の利用者の利用の妨げになることが明らかである場合に、注意してもなおかつ指示に従わない場合又は施設及び利用者の安全を確保するために必要であると認める場合に行う。			

不利益処分の内容	措置命令		
根拠法令及び条項	鳥取市河川公園の設置及び管理に関する条例第 4 条		
担 当 課	河川公園課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日		
処 分 基 準			
条例第 4 条に規定する行為の中止、原状回復、退去を命ずる具体的な判断は、第 3 条第 1 項各号に定める事項に違反し、又はそのおそれがあると認められる場合に行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。			
他の利用者の利用の妨げになることが明らかである場合に、注意をしてもなおかつ指示に従わない場合又は施設及び利用者の安全を確保するために必要であると認める場合に行う。			

不利益処分の内容	利用の許可の取消し等		
根拠法令及び条項	鳥取市用瀬町運動公園の設置及び管理に関する条例第 10 条		
担 当 課	河川公園課	処 分 権 者	指定管理者
設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日		
処 分 基 準			
運動公園の利用の許可の取消し等は、条例第 10 条各号のいずれかに該当するときに行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。			
1 第 10 条第 1 号、第 2 号又は第 3 号に該当する場合は、故意又は悪意の有無及びその程度、違反の程度、違反の理由その他を総合的に判断して、必要な範囲内において行う。			
2 第 10 条第 4 号に該当する場合は、運動公園の保全、保安、事故の防止、防火、防災等の確保及び他の利用者へ及ぼす影響等から、やむを得ないと認めたときに必要な範囲内において行う。			

不利益処分の内容	行為の中止命令等		
根拠法令及び条項	鳥取市用瀬町運動公園の設置及び管理に関する条例第 11 条第 2 項		
担 当 課	河川公園課	処 分 権 者	指定管理者
設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日		
処 分 基 準			
運動公園における行為の中止命令等は、条例第 11 条第 1 項各号のいずれかに掲げる行為に該当するときに行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。			
1 条例第 11 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる行為にあつては、故意又は悪意の有無及びその程度、危険性の有無及びその程度その他総合的に判断して、必要な範囲内において行う。			
2 条例第 11 条第 1 項第 4 号に掲げる行為にあつては、社会一般常識の範囲を逸脱すると認めたときに、必要な範囲内において行う。			
3 条例第 11 条第 1 項第 5 号に掲げる行為にあつては、運動公園の保全、保安、事故の防止、防火、防災等の確保のために必要やむを得ないと認めたときに、必要な範囲内において行う。			

不利益処分の内容	利用の許可の取消し等		
根拠法令及び条項	鳥取市営美保球場の設置及び管理に関する条例第 10 条		
担 当 課	河川公園課	処 分 権 者	指定管理者
設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
美保球場の許可を受けた者が条例第 1 0 条各号のいずれかに該当したときは、利用許可の取消し、利用の制限、停止又は退去を命ずるが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる			
1 条例第 1 0 条第 1 号又は第 2 号又は 3 号に該当する場合は、故意又は悪意の有無及びその程度、違反の程度、違反の理由その他を総合的に判断して、必要な範囲内において行う。			
2 条例第 1 0 条第 4 号に該当する場合は、球場の保全、保安、事故の防止、防火、防災等を確保するために必要やむを得ないと認めたときに、必要な範囲内において行う。			

不利益処分の内容	行為の中止命令等		
根拠法令及び条項	鳥取市営美保球場の設置及び管理に関する条例第 15 条第 2 項		
担 当 課	河川公園課	処 分 権 者	指定管理者
設 定 日	平成 12 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
美保球場における行為の中止命令等は、条例第 1 5 号第 1 項各号のいずれかに掲げる行為に該当するときに行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる			
1 条例第 1 5 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる行為にあつては、故意又は悪意の有無及びその程度、危険性の有無及びその程度その他を総合的に判断して、必要な範囲内において行う。			
2 条例第 1 5 条第 1 項第 4 号に掲げる行為にあつては、社会一般常識の範囲を逸脱すると認めたときに、必要な範囲内において行う。			
3 条例第 1 5 条第 1 項第 5 号に掲げる行為にあつては、美保球場の保全、保安、事故の防止、防火、防災等の確保のために必要やむを得ないと認めたときに、必要な範囲内において行う。			

不利益処分の内容	利用の許可の取消し等		
根拠法令及び条項	鳥取市スポーツ広場の設置及び管理に関する条例第 10 条		
担 当 課	河川公園課	処 分 権 者	指定管理者
設 定 日	平成 10 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
スポーツ広場の利用の許可を受けた者が条例第 1 0 条各号のいずれかに該当したときは、利用の許可の取消し、利用の制限、停止又は退去を命ずるが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。			
1 条例第 1 0 条第 1 号又は第 2 号に該当する場合は、故意又は悪意の有無及びその程度、違反の程度、違反の理由その他を総合的に判断して、必要な範囲内において行う。			
2 条例第 1 0 条第 3 号に該当する場合は、スポーツ広場の保全、保安、事故の防止、防火、防災等を確保するために必要やむを得ないと認めたときに、必要な範囲内において行う。			

不利益処分の内容	殿ダム周辺広場における許可の取消し等		
根拠法令及び条項	鳥取市殿ダム周辺広場の設置及び管理に関する条例第 12 条		
担 当 課	河川公園課	処 分 権 者	指定管理者
設 定 日	平成 26 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
周辺広場の許可の取消し等は、条例第 12 条各号のいずれかに該当するときに行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。			
1 第 12 条第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当する場合は、故意又は悪意の有無及びその程度、違反の程度、違反の理由その他を総合的に判断して、必要な範囲内において行う。			
2 第 12 条第 3 号又は第 5 号に該当する場合は、周辺広場の保全、保安、事故の防止、防火、防災等の確保及び他の利用者へ及ぼす影響から、やむを得ないと認めたときに必要な範囲内において行う。			

不利益処分の内容	殿ダム周辺広場における行為の禁止等		
根拠法令及び条項	鳥取市殿ダム周辺広場の設置及び管理に関する条例第 13 条第 1 項		
担 当 課	河川公園課	処 分 権 者	指定管理者
設 定 日	平成 26 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
周辺広場における行為の中止等は、条例第 13 条各号のいずれかに該当するときに行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。			
1 第 13 条第 1 項第 1 号から第 8 号までに該当する場合は、故意又は悪意の有無及びその程度、違反の程度、違反の理由その他を総合的に判断して、必要な範囲において行う。			
2 第 13 条第 1 項第 9 号に該当する場合は、周辺広場の保全、保安、事故の防止、防火、防災等を確保するために必要やむを得ないと認めたときに、必要な範囲において行う。			

不利益処分の内容	殿ダム周辺広場における措置命令		
根拠法令及び条項	鳥取市殿ダム周辺広場の設置及び管理に関する条例第 13 条第 2 項		
担 当 課	河川公園課	処 分 権 者	指定管理者
設 定 日	平成 26 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
第 13 条第 2 項に規定する行為の中止、退去の命令は、第 12 条各号に定める事項に違反し、又はそのおそれがある場合に行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。 他の利用者の利用の妨げになることが明らかである場合に、注意をしてもなお指示に従わない場合又は施設及び利用者の安全を確保するために必要であると認める場合に行う。			